# 令和７年度堺市人権に関する市民意識調査

2025 年（令和 7 年）8 月

## ■本調査について

本調査は、市民のみなさまの人権に関する日頃の意識や行動をはじめ、人権施策に対するご意見やお考えなどを把握するために実施しているものです。

## ■回答にあたってのお願い

① この調査は、16歳以上の市民のみなさまの中から、無作為に4,000人の方を選ばせていただき、調査票をお送りしています。回答はあて名のご本人のお考えでお願いします。

② **令和７年８月２９日(金)までに投函ください。**

調査票に直接ご記入いただき返信用封筒（切手不要）に入れ、ポストに投函ください。
※郵送によるご回答の場合は、ボールペンまたは、鉛筆であてはまる番号を選んで○をつけてください。（記述を必要とする箇所もございます。）
※パソコンやスマートフォン・タブレットをご使用いただき、専用の回答ページからも回答いただけます。その場合は本調査票による回答（投函）は不要です。

回答専用サイトはコチラから
https://src.webcas.net/form/pub/src2/271403jk

※回答専用サイトへのログインの際には、次の ID・パスワードを入力してください。

◇ＩＤ　　◇パスワード

＊ID・パスワードは、調査専用画面に入るための認証キーです。また、紙の調査票とインターネットで同じ方による二重回答を防ぐために付けています。どの方にどのＩＤ・パスワードを送付したのかは一切記録していませんので、回答者個人を特定することはできません。

③ この調査への回答は任意です。設問によって、回答できない場合または回答したくない場合は、次の設問にお進みください。

④ 上記方法でご回答が難しい方は、下記「お問い合わせ」に記載の連絡先へご相談ください。

## ■個人情報の取扱いについて

① 調査票および返信用封筒には、氏名、住所の記入は不要です。
② 調査票の送付に使用した氏名、住所は、本調査票の送付のためにのみ使用し、それ以外の目的には一切使用いたしません。

＜お問い合わせ＞
堺市　市民人権局　ダイバーシティ推進部　ダイバーシティ企画課
電　話：(072) 228-7159
ＦＡＸ：(072) 228-8070
E-mail：daiki@city.sakai.lg.jp



## 人権に関する考え方について

問１　あなたは、次の人権に関する宣言や条約、法律等について、どの程度知っていますか。
（それぞれあてはまる番号１つに○）

| | どんな内容か知っている | 内容は知らないが名称は聞いたことがある | 知らない |
|---|---|---|---|
| ア．日本国憲法（1947（昭和22）年） | 1 | 2 | 3 |
| イ．世界人権宣言（1948（昭和23）年） | 1 | 2 | 3 |
| ウ．国際人権規約（社会権規約・自由権規約）（1979（昭和54）年日本が批准） | 1 | 2 | 3 |
| エ．女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）（1985（昭和60）年日本が批准） | 1 | 2 | 3 |
| オ．こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）（1994（平成6）年日本が批准） | 1 | 2 | 3 |
| カ．人種差別撤廃条約（1995（平成7）年日本が加入） | 1 | 2 | 3 |
| キ．堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例（2007（平成19）年） | 1 | 2 | 3 |
| ク．障害者権利条約（2014（平成26）年日本が批准） | 1 | 2 | 3 |
| ケ．部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）（2016（平成28）年） | 1 | 2 | 3 |
| コ．障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）（2016（平成28）年） | 1 | 2 | 3 |
| サ．ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）（2016（平成28）年） | 1 | 2 | 3 |

問2　人権について、いろいろな考え方がありますが、あなたはどう思いますか。それぞれについて、あなたの考えに最も近いものに○をつけてください。
（それぞれあてはまる番号1つに○）

| | | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらかといえばそう思わない | そう思わない |
|---|---|---|---|---|---|
| ア. | 権利ばかり主張して、がまんすることのできない人が増えている | 1 | 2 | 3 | 4 |
| イ. | 人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ウ. | 思いやりややさしさをみんなが持てば人権問題は解決する | 1 | 2 | 3 | 4 |
| エ. | 学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ | 1 | 2 | 3 | 4 |
| オ. | 競争社会だから、能力による差別が生じるのはしかたがない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| カ. | 個人の権利より、地域のみんなの利益が優先されるべきだ | 1 | 2 | 3 | 4 |
| キ. | 差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ク. | 人権問題を解決する責任は、まず行政にある | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ケ. | 差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だと思う | 1 | 2 | 3 | 4 |
| コ. | 差別をなくすには、政府から独立して人権侵害からの救済や人権保障を推進する国家機関が必要だと思う | 1 | 2 | 3 | 4 |
| サ. | 介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あれこれ自己主張するのはよくない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| シ. | 福祉制度に頼るより、個人がもっと努力すべきだ | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ス. | 自分を好きになることが、人権を大切にすることにつながる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| セ. | 自分の人権が充分に実現できている | 1 | 2 | 3 | 4 |



問3　あなたは、次の人権問題にどのくらい関心がありますか。
（それぞれあてはまる番号1つに○）

| | | 関心がある | どちらかといえば関心がある | どちらかといえば関心がない | 関心がない |
|---|---|---|---|---|---|
| ア. | 同和問題（部落差別） | 1 | 2 | 3 | 4 |
| イ. | 女性の人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ウ. | こどもの人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| エ. | 障害者の人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| オ. | 高齢者の人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| カ. | 日本に住む外国にルーツのある人の人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| キ. | インターネット上の人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ク. | ハラスメント問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ケ. | HIV（エイズウイルス）感染者等の人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| コ. | ハンセン病（らい菌によりひきおこされる感染症）患者・元患者・その家族の人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| サ. | 犯罪被害者やその家族の人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| シ. | 刑を終えて出所した人やその家族の人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ス. | 性的マイノリティの人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| セ. | アイヌの人々の人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ソ. | 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| タ. | ホームレス（野宿生活者）の人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| チ. | 人身取引 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ツ. | 労働者の権利に関する問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| テ. | 若者の労働問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ト. | 震災や集団感染などの災害に起因する人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ナ. | 大規模災害時の避難所生活などにおける人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 |

## 自分自身に関することについて

問4　あなたは日常生活の中で、過去５年ほどの間に人権を侵害されたと感じたことはありますか。（あてはまる番号１つに○）

１．ある　　２．ない

**問4で、「1.ある」と答えた方にお聞きします。**

問5　それはどのような内容で、誰（どこ）から人権を侵害されたと感じましたか。
（それぞれあてはまる番号すべてに○）

| | 家族・親類 | 近所の人 | 友人・知人 | 学校 | 職場 | 企業・民間団体 | 公的機関 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ア．あらぬ噂をされたり、悪口・陰口を言われたりした | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| イ．いじめ・嫌がらせ・仲間はずれをされた | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| ウ．不平等な扱いを受けた | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| エ．パワー・ハラスメントを受けた（上司などからの圧力や嫌がらせ） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| オ．体罰を受けた | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| カ．暴力や虐待を受けた | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| キ．プライバシーを侵害された | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| ク．セクシュアル・ハラスメントを受けた | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| ケ．名誉や信用を傷つけられた | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| コ．その他（　　） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |

**問4で、「1.ある」と答えた方にお聞きします。**

問6　あなたは人権を侵害された時、どうしましたか。（あてはまる番号すべてに○）

１．友人・同僚・上司など身近な人に相談した
２．家族・親類に相談した
３．職場の相談窓口に相談した
４．警察に相談した
５．弁護士に相談した
６．法務局・人権擁護委員に相談した
７．大阪府や堺市など地方自治体に相談した
８．地域の自治会長や民生委員・児童委員に相談した
９．NPO や民間の支援団体に相談した
10．相手に抗議するなど自分で解決した
11．何もしなかった
12．その他
具体的に：



**すべての方にお聞きします。**

問7　あなたやあなたの身近な人の中に、以下のような方はいますか。
（あてはまる番号すべてに○）

| | 自分自身がそうである | 家族や親類にいる | 親しい友人にいる | 知人にいる | いない、わからない |
|---|---|---|---|---|---|
| ア．同和地区（被差別部落）出身者 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ．いじめや虐待を受けた人 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ．障害のある人 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ．高齢で介護を必要とする人 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ．日本に住む外国にルーツのある人 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ．性的マイノリティの人 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| キ．インターネット等により人権侵害を受けた人 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

## 同和問題（部落差別）について

問8　あなたは同和問題（部落差別）や同和地区（被差別部落）があることを、どのようにして知りましたか。（あてはまる番号１つに○）

１．父母や家族から
２．近所の人から
３．友人から
４．職場の人から
５．学校で教わった
６．講演会・研修会等で
７．府県や市町村の広報紙で
８．テレビ・新聞・本等で
９．インターネット等で
10．その他（　　）
11．覚えていない
12．同和問題を知らない

問9　現在､次のことについて部落差別があると思いますか｡(それぞれあてはまる番号1つに○)

| | 明らかな差別がある | どちらかといえば差別がある | ほとんど差別はない | 差別はない | わからない |
|---|---|---|---|---|---|
| ア.　就職について | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ.　結婚について | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ.　※引っ越しや住宅の購入に際して | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ.　インターネット上の書き込みについて | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ.　日頃のつき合いについて | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

※引っ越しや住宅購入の際に同和地区（被差別部落）の土地であるかという情報を参照すること。

問10　同和問題（部落差別）について、次のような意見がありますが、あなたはどう思いますか。
（それぞれあてはまる番号1つに○）

| | | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ア. | 部落差別はいけないことだが、自分とは関係のない話である | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ. | 同和地区（被差別部落）出身者と深く関わることにはためらいを感じる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ. | 今まで差別されてきた同和地区（被差別部落）出身者のくやしさを思えば、差別について厳しく追求するのも理解できる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ. | 部落差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題の解決にもプラスになる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ. | 同和地区（被差別部落）出身者は、差別されるくやしさを知っているだけに、差別に敏感な人が多い | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ. | 同和地区（被差別部落）出身者は、「差別、差別」と言って、被害者意識が強すぎる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| キ. | インターネット上に同和地区（被差別部落）の所在地を載せることは部落差別を助長する深刻な問題行為だ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |



問11　①もし、あなたのお子さん（お子さんがいない場合は、いると仮定してお答えください）が恋愛をし、結婚をしたいと言っている相手が同和地区（被差別部落）出身者であった場合、あなたは親として、どのような態度をとると思いますか。(あてはまる番号1つに○)

1．反対する
2．迷いながらも、結局は反対する
3．迷いながらも、結局は賛成する
4．賛成する
5．わからない

②もし、あなたが結婚しようとしている相手が同和地区（被差別部落）出身者であった場合、あなたの身近な人（家族や親族）は、どのような態度をとると思いますか。
（あてはまる番号1つに○）

1．反対する
2．迷いながらも、結局は反対する
3．迷いながらも、結局は賛成する
4．賛成する
5．わからない

問12　もし、日頃から親しくつき合っている人が同和地区（被差別部落）出身者であることがわかった場合、あなたはどうしますか。(あてはまる番号1つに○)

1．これまでと同じように親しくつき合う
2．表面的にはつき合うが、できるだけつき合いは控える
3．つき合いはやめてしまう
4．わからない

問13　もし、あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区（被差別部落）にある物件、もしくは小中学校区に同和地区（被差別部落）がある物件ならばどのようにすると思いますか。(あてはまる番号1つに○)

1．同和地区（被差別部落）や同じ小中学校区にある物件は避けると思う
2．同和地区（被差別部落）である物件は避けるが、同じ小中学校区にある物件は避けないと思う
3．いずれにあってもこだわらないと思う
4．わからない

問13で、「1」「2」と答えた方にお聞きします。

問14　あなたはなぜそのように思うのですか。(あてはまる番号すべてに○)

1．こわいイメージがあるから
2．自分も同和地区（被差別部落）出身者と思われるから
3．周りの人から避けた方がよいと言われるから
4．転居の際、土地等の売却が困難であったり、安価で処分せざるを得ないと思うから
5．こどもの教育上、学力などで問題があると思うから
6．その他（　　）

すべての方にお聞きします。

問15　あなたは、過去５年ほどの間に、同和地区（被差別部落）出身者に対する差別的な言動や落書きを見聞きしたことがありますか。（あてはまる番号１つに○）

１．見聞きしたことがある　　２．見聞きしたことはない

問15で、「1.見聞きしたことがある」と答えた方にお聞きします。

問16　その時あなたは、どうしましたか。（あてはまる番号１つに○）

１．差別と気づき、指摘した
２．差別と気づき、他の人に指摘してもらうよう頼んだ
３．差別と気づき、何かしなければならないと思ったが、何もできなかった
４．差別とわかったが、気にせずそのままにした
５．その他（　　）

すべての方にお聞きします。

問17　同和問題（部落差別）をなくすことについて、次のような考え方があります。あなたはどう思いますか。（それぞれあてはまる番号１つに○）

| | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない |
|---|---|---|---|---|---|
| ア．「差別、差別」と騒がないで、そっとしておけば、自然に差別はなくなる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ．同和問題（部落差別）はすでに深刻な問題ではない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ．私たちが、もっと人権意識にめざめ、差別を許さない態度と行動力を身につければ差別はなくなる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ．同和地区（被差別部落）出身者が、自らの状況をよくするよう努力しなければ、差別はなくならない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ．同和地区（被差別部落）出身者が分散して住むようにすれば差別はなくなる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ．同和地区（被差別部落）出身者は、「差別がある」と声高に主張しすぎだと思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| キ．同和地区（被差別部落）と周辺の地域の人々が交流を深め、差別のない社会をめざして協働することで差別はなくなる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ク．私たちが差別の解消に向けて、行動を起こすことが重要である | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |



問18　堺市では、学校で人権教育の一環として同和問題（部落差別）の学習が行われていますが、あなたはどう思いますか。（あてはまる番号１つに○）

１．人権意識を高めるうえでもよいことだと思う
２．同和問題（部落差別）を学習する必要はないと思う
３．様々な差別をなくす教育につながるのでよいことだと思う
４．同和問題（部落差別）より国語や算数などの教科の指導に力を入れる方がよいと思う
５．同和問題（部落差別）の学習がどんな学習か、よく知らない
６．その他（　　）

## 女性の人権について

問19　次のような考え方について、あなたはどう思いますか。（それぞれあてはまる番号１つに○）

| | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない |
|---|---|---|---|---|---|
| ア．女の子は家のお手伝いをしないといけない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ．女性は理系の大学に行く必要はない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ．女性は結婚や出産により、仕事をやめがちなので採用に男性を優先してもしかたがない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ．結婚したら妻は夫の姓を名乗るのが自然だ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ．共働き家庭で、夫婦が残業しなければならない時は、妻は家庭を重視し、夫よりも早く帰宅した方がよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ．女性と男性で役割に差があるのは差別ではなく区別である場合が多い | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| キ．女性の方が男性より育児や介護などに向いている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ク．昇給・昇進など、職場における男女の待遇の違いはやむを得ない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ケ．男性は人前で泣かない方がよいが、女性は人前で泣いてもよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| コ．状況や場合によっては「女のくせに偉そうなことを言うな」と言われてもしかたがない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問20　あなたは、過去５年ほどの間に、性別によって役割を決められたり待遇に差をつけられたりした経験がありますか。もしそのような経験があれば、どのような内容であったか、覚えている範囲で記入してください。

## こどもの人権について

問21　次のような考え方について、あなたはどう思いますか。(それぞれあてはまる番号１つに○)

| | | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ア. | いじめはいじめを受けるこどもにも問題がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ. | 教師がこどもを指導するために、ときには体罰を加えることも必要だ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ. | 保護者がこどものしつけのために体罰を加えるのはしかたがない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ. | こどもの様子を知るために、親はこどものメールや手紙などを勝手に見てもよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ. | こどもは、大人になるまで家庭や学校の決まりごとに意見するべきではない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ. | 競争の激しい社会だから、遊びの時間を削ってでもこどもを塾や習い事に行かせるのはやむを得ない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| キ. | こどもが遊びの時間や睡眠時間を削って兄弟姉妹の世話や祖父母の介護を行うことは問題だ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |



## 障害者（児）の人権について

問22　次のような考え方について、あなたはどう思いますか。(それぞれあてはまる番号１つに○)

| | | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ア. | レジャー施設などの管理者が、安全の確保を理由に、障害者の利用には付添者の同行を条件とすることは差別にあたる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ. | 障害者への配慮は、多数の障害者に共通するバリアを取り除くための配慮をすればよく、障害者個人の配慮の申出に応じることは、やり過ぎだと思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ. | 多動のこどもは、じっとしていることができるようにしつけなければならない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ. | 被疑者の精神科・心療内科への通院歴を報道することは、精神に障害のある人への偏見を強めるから問題だと思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ. | 企業は利益が第一なので、障害者の雇用が進まなくてもしかたがない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ. | 障害者関連施設を建てる場合、周辺住民に同意を求めなくてよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

## 高齢者の人権について

問23　次のような考え方について、あなたはどう思いますか。(それぞれあてはまる番号１つに○)

| | | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ア. | 悪徳商法や詐欺などによる被害が多いのは、高齢者の注意が足りないからだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ. | 高齢者が一人暮らしを理由に、アパートやマンションなどへの入居を拒まれてもしかたがない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ. | 福祉施設などの職員が高齢者に暴言を浴びせたり、無視するのは高齢者にも問題がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ. | 高齢者が働く場が少ないのはしかたがない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ. | 判断能力が下がっている高齢者の行動を家族が制限するのは問題だ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

## 日本に住む外国にルーツのある人の人権について

**問24　次のような考え方について、あなたはどう思いますか。(それぞれあてはまる番号1つに○)**

| | | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ア. | 家主が外国にルーツのある人に部屋を貸すのを拒否しても、家主の自由だと思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ. | 就職活動や、職務内容、待遇面で不利な扱いを受けてもしかたがない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ. | 外国にルーツのある人との結婚に対して、周囲が反対するのもしかたがない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ. | 日本に住む外国籍の人々に選挙権がないのは問題だ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ. | 日本の生活習慣、しきたりや慣習に従わせるべきだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ. | 多文化共生の社会をめざすのがよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| キ. | 自分の地域に住んでいる外国にルーツのある人とはかかわりをもちたくない、又は住んでほしくない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ク. | 雇用者が外国にルーツのある職員に対し、職場で通称名（日本名）を使うように求めるのはしかたがない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ケ. | 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）はやめるべきだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

**問25　あなたは、戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策を行っていたことを知っていますか。(あてはまる番号1つに○)**

1．よく知っている
2．少しは知っている
3．ほとんど知らない
4．全く知らない



## 様々な人権について

**問26　インターネットに関する次の考え方について、あなたはどう思いますか。(それぞれあてはまる番号1つに○)**

| | | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ア. | ネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへ情報停止・削除を求めるべきだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ. | ネット上の誹謗中傷を規制したり、書き手を特定・公開することは、政治・社会批判の声も封じ込める可能性があり、危険だ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ. | 差別を扇動するような書き込みを行った人に対しては、処罰をする法整備が必要だ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ. | 表現の自由に関わる問題なので、安易に情報の規制は行うべきではない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ. | 知り得た個人情報を、本人の同意を得ずに流すのは許されない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ. | 自分のSNSに、友人が写った写真を掲載するときは、友人の承諾を得る必要がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| キ. | 様々な情報があふれているので、メディア・リテラシーが必要とされているが、自分がインターネットやテレビなどで情報を得たときには、その情報だけで判断しないようにしている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

**問27　あなたは次のことで、インターネット上で誹謗中傷や差別を助長・誘発する書き込みを見たことがありますか。(あてはまる番号すべてに○)**

1．同和地区（被差別部落）や同和地区（被差別部落）出身者に関すること
2．性差別に関すること
3．日本に住む外国にルーツのある人に関すること
4．障害者に関すること
5．性的マイノリティに関すること
6．身近な人（友人、知人、教師など）に関すること
7．その他（　　）
8．見たことがない

問28　性的マイノリティに関する次の考え方について、あなたはどう思いますか。
（それぞれあてはまる番号１つに○）

| | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない |
|---|---|---|---|---|---|
| ア．同性同士の結婚も認められるべきだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ．同僚が性的マイノリティであることを知っても、そのことが理由で距離を置いたりすることはない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ．自分のこどもから性的マイノリティであると打ち明けられたら、尊重する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ．企業は、社員の同性パートナーを配偶者として処遇すべきだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ．どの性別の人を好きになるかは、個人の自由であり、社会で受け入れられるべきである | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ．生まれた時に割り当てられた性別とは違う性別で生活している人も暮らしやすい社会をめざすべきだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| キ．パートナーシップ（ファミリーシップ）の宣誓をした人は、住民サービスを利用するときにも家族と同様の取扱いを受けるべきだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問29　次のような考え方について、あなたはどう思いますか。（それぞれあてはまる番号１つに○）

| | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない |
|---|---|---|---|---|---|
| ア．ハンセン病元患者（回復者）であることを理由にホテルが宿泊を断るのはしかたがない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ．HIV（エイズウイルス）感染を理由に解雇されるのはしかたがない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ．ホームレス（野宿生活者）になるのは本人の責任が大きい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ．ニート（仕事に就かず、教育や職業訓練も受けていない若者）や引きこもりの状態になることは本人の責任が大きい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ．犯罪被害者やその家族が、報道によりプライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活の平穏が保てなくなるのはしかたがない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ．刑を終えて出所した人が、近所に住むことになったら、関わらないようにする | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| キ．震災や集団感染等の災害が起きると混乱してしまうので、根拠のない情報でも信じてしまう | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |



## ダイバーシティについて

問30　あなたは、「ダイバーシティ」という言葉を知っていますか。（あてはまる番号１つに○）

1．よく知っている
2．少しは知っている
3．ほとんど知らない
4．全く知らない

**問30で、「1」「2」「3」と答えた方にお聞きします。**

問31　あなたが、「ダイバーシティ」という言葉を知った（又は聞いた）きっかけは何ですか。
（あてはまる番号すべてに○）

1．テレビ
2．新聞
3．WEBサイト
4．SNS
5．職場
6．雑誌
7．書籍
8．講演会・シンポジウム・イベント等
9．ポスター・チラシ
10．家族・知人等
11．学校
12．その他（　　）

**問30で、「1」「2」と答えた方にお聞きします。**

問32　次のうち、「ダイバーシティ」にあてはまると思う項目は何ですか。
（あてはまる番号すべてに○）

1．性別
2．国籍・人種
3．障害の有無
4．性的指向・性自認
5．価値観
6．宗教・信条
7．年齢
8．文化
9．ライフスタイル
10．働き方
11．キャリア
12．学歴
13．経験
14．育児・介護
15．その他（　　）

すべての方にお聞きします。

## 人権問題の啓発活動について

**問33　あなたは学校で人権について学んだ経験はありますか。（あてはまる番号すべてに○）**

1．小学校で学んだ
2．中学校で学んだ
3．高校・高等専修学校で学んだ
4．短大・大学・専門学校（それ以上の学校も含む）で学んだ
5．はっきり覚えていない
6．学校で学んだ経験はない

**問33で「1～4」と答えた方にお聞きします。**

**問34　それはどのような分野でしたか。（あてはまる番号すべてに○）**

1．同和問題（部落差別）
2．女性の人権問題
3．こどもの人権問題
4．障害者の人権問題
5．高齢者の人権問題
6．日本に住む外国にルーツのある人の人権問題
7．インターネット上の人権問題
8．HIV（エイズウイルス）感染者、ハンセン病回復者、水俣病患者などの人権問題
9．犯罪被害者などの人権問題
10．刑を終えて出所した人の人権問題
11．性的マイノリティの人権問題
12．その他（　　）
13．覚えていない



すべての方にお聞きします。

**問35　あなたは過去５年ほどの間に、人権についての講演会や研修会などに参加、又は資料などを閲覧したことはありますか。（それぞれあてはまる番号1つに○）**

| | 参加（閲覧）したことがあり、理解を深めるのに役に立った | 参加（閲覧）したことはあるが、理解を深めるのに役に立たなかった | 参加（閲覧）したことがない |
|---|---|---|---|
| ア．市や府、国主催の講演会・研修会・イベントなど | 1 | 2 | 3 |
| イ．職場や学校、PTA主催の講演会・研修会 | 1 | 2 | 3 |
| ウ．自治会・女性会など地域の団体主催の講演会・研修会 | 1 | 2 | 3 |
| エ．市民団体（NPO法人など）主催の講演会・研修会 | 1 | 2 | 3 |
| オ．市の広報紙（人権に関する記事）、パンフレット、チラシなど | 1 | 2 | 3 |
| カ．DVDやビデオなど映像媒体を用いたもの | 1 | 2 | 3 |

**問36　あなたは、堺市等が実施する人権に関する事業や人権に関する施設を知っていますか。また、過去５年ほどの間に参加・利用したことがありますか。（それぞれあてはまる番号1つに○）**

| | | 知っており参加（利用）したことがある | 知っているが参加（利用）したことはない | 知らない |
|---|---|---|---|---|
| 人権に関する事業 | ア．人権教育セミナー | 1 | 2 | 3 |
| | イ．平和と人権展 | 1 | 2 | 3 |
| | ウ．憲法週間及び人権週間における各種啓発活動（人権を守る市民のつどい、パネル展　など） | 1 | 2 | 3 |
| | エ．セーフシティさかい（デートDV等予防出張セミナー　など） | 1 | 2 | 3 |
| | オ．人権相談事業（人権相談ダイヤル、各区役所での人権相談） | 1 | 2 | 3 |
| 人権に関連する施設 | ア．人権ふれあいセンター（あいてらす堺） | 1 | 2 | 3 |
| | イ．平和と人権資料館 | 1 | 2 | 3 |
| | ウ．舳松人権歴史館 | 1 | 2 | 3 |

## あなた自身について

**問37　あなたが自認する性別をお答えください。**

1．男　　2．女　　3．その他（　　）

**問38　あなたの年齢をお答えください。**

1．20歳未満
2．20歳代
3．30歳代
4．40歳代
5．50歳代
6．60歳代
7．70歳代
8．80歳以上

**問39　あなたの仕事（パート労働も含む）は何ですか。（主に該当する番号1つに○）**

1．会社員・公務員（正規雇用）
2．派遣社員・契約社員・嘱託社員
3．アルバイト・パートタイマー（アルバイト等をしている学生を含む）
4．会社等役員
5．自営業・自由業（自営業の手伝い・内職含む）
6．農林漁業
7．その他就労（「1」～「6」以外の形態で就労している）
8．家事専業
9．無職（収入が年金のみの方、アルバイト等をしていない学生を含む）

**問40　あなたの暮らし向きをお答えください。（あてはまる番号1つに○）**

1．大変ゆとりがある
2．ややゆとりがある
3．ふつう
4．やや苦しい
5．大変苦しい

**最後に人権に関することで、何かご意見・ご要望がありましたらご記入ください。**

**アンケートはこれで終わりです。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。**

**同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、ポストに投函ください。**

第９回 堺市人権意識調査結果報告書

２０２６（令和８）年３月発行
堺市 市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課
〒５９０－００７８　堺市堺区南瓦町３番１号
ＴＥＬ　０７２－２２８－７１５９
ＦＡＸ　０７２－２２８－８０７０
堺市配架資料番号　Ｉ－ＤＩ－２５－０２７２